

県外からかほく市への移住で

Uターン住まい補助金を交付します！



1. 対象者（下記のいずれにも該当するもの）

- ・ 平成31年4月1日以降にかほく市に住所を有する『県外からの移住者』*1で、転入日現在において、申請する者が45歳未満であり、同居の親族を有し、同居の親族全てが県外からの移住者であること
- ・ 市内の民間賃貸住宅に入居し、その所在地に住民票があること
- ・ 申請者が民間賃貸住宅の借主（契約者）であること。
- ・ 家賃が3万円以上であり、公的制度による家賃補助を受けていないこと
- ・ 市税等を滞納していないこと

***1 県外からの移住者とは、かほく市へ転入する前の3年間、県内のいずれの市町においても住民基本台帳への記録がない方のことです。**

2. 補助対象住宅

- ・ かほく市内の民間賃貸住宅
※社宅等事業主から貸与を受けた住宅、申請者及び申請者の配偶者の親族が所有している住宅等は対象外です。
- ・ 特定公共賃貸住宅（かほく市特定公共賃貸住宅条例に規定する住宅）

3. 補助金額

一世帯当たり月額 20,000 円を最大 24 ヶ月間助成します。

4. 交付申込み手続

転入後 1 年以内に申込してください。

5. 補助金の支給

補助金の支給は、申込みをした月の翌月 1 日から起算して 1 年を経過した日現在と 2 年を経過した日現在で補助対象要件を満たしている場合に支給します。

【注意】 上記期間の途中で市外へ転出されるなど補助対象要件を満たさなくなった場合、当該年分以降の補助金については支給されませんのでご注意願います。

6. 申請手続き

- 助成対象の要件を満たしたときに、かほく市UIターン住まい補助金交付申込書（様式第1号）により申込みしてください。

<交付申込書の添付書類>

- ① 戸籍附票（謄本） ② 世帯全員の住民票(謄本)の写し ③ 賃貸借契約書の写し

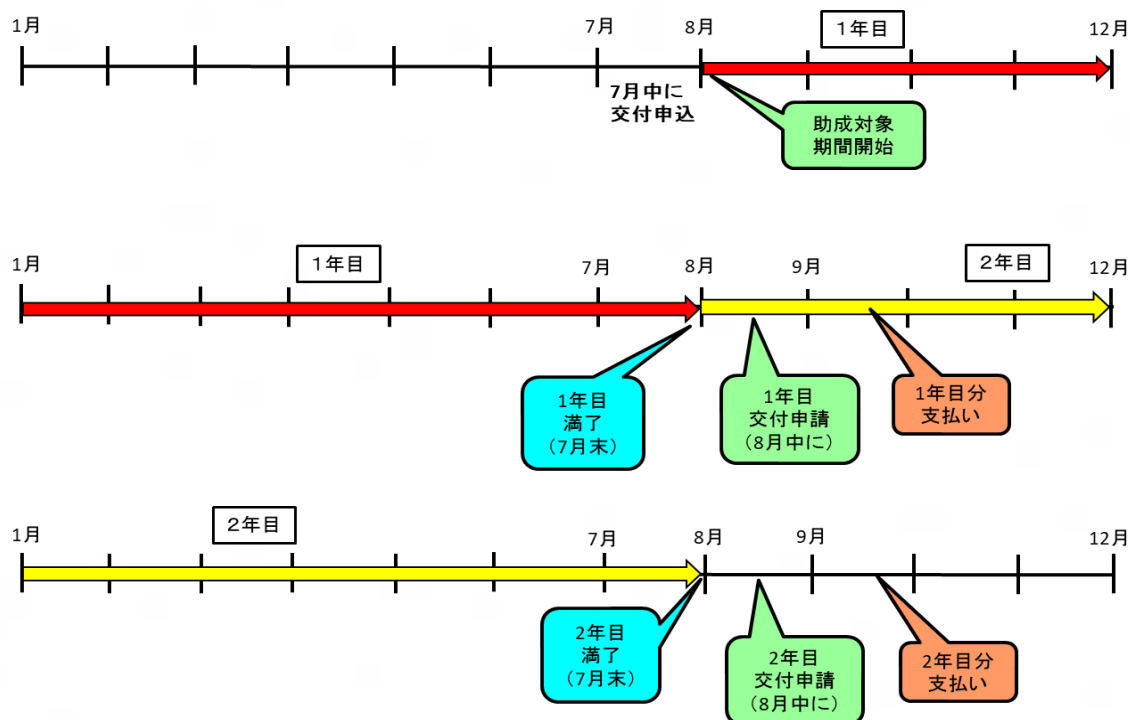
- 交付申込みをした月の翌月から起算して1年後と2年後に交付申請書（様式第3号）と請求書（様式第5号）を提出してください。

<交付申請書の添付書類>

- ① 世帯全員の住民票(謄本)の写し

- 書類審査を行い、補助対象要件を満たしている場合に交付決定通知書を郵送します。

(例：7月に交付申込みをした場合の流れ)



申請窓口・お問い合わせ先

かほく市役所 地域政策部 企画振興課
〒929-1195 石川県かほく市宇野気二81番地
Tel: 076-283-1112 (直通) Fax076-283-4242
E-mail: kikaku@city.kahoku.lg.jp

